

地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和6年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 23,644千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 444,643千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	73,682	22,792		4	4,198	46,688
	障害者福祉事業	58,495	41,320		1,200	1,318	14,657
	高齢者福祉事業	38,606	16,386		1,307	1,725	19,188
	福祉医療給付事業	10,009	4,951			417	4,641
	児童福祉事業	33,685	22,916		1	887	9,881
	小計	214,477	108,365		2,512	8,545	95,055
社会保険	国民健康保険事業	13,288	6,430			566	6,292
	介護保険事業	80,962	3,204			6,414	71,344
	後期高齢者医療保険事業	70,579	12,483			4,793	53,303
	小計	164,829	22,117			11,773	130,939
保健衛生	成人保健事業	15,788	10,144		47	462	5,135
	母子保健事業	1,177	269			75	833
	感染症予防事業	4,433	57			361	4,015
	医療確保事業	43,939		14,500		2,428	27,011
	小計	65,337	10,470	14,500	47	3,326	36,994
合計		444,643	140,952	14,500	2,559	23,644	262,988

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分しています。